

交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区
の学校適正配置の方向性について

星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について
(中間答申) (素案)

令和2年〇月〇日

交野市学校教育審議会

星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について

目次

1. はじめに
2. 第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題
 - (1) 第三中学校区
 - (2) 第四中学校区
3. 星田駅北地域の住宅開発について
4. 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について
 - (1) 検討の方向性
 - (2) 検討の具体的な内容
 - ①学校区の変遷について
 - ②学校施設について
 - ③通学における安全確保等について
 - ④地域コミュニティについて
 - ⑤小中一貫教育と学校適正配置の方向性について
 - (3) 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について
5. 附帯事項
 - (1) 通学路の安全確保について
 - (2) 星田北エリアのまちづくり期間中の通学路の安全確保について

1. はじめに

交野市では、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて市内各地で盛んに行われた住宅開発等により人口が急増し、児童・生徒数の増加に伴い、小・中学校の分離・開校が行われました。昭和 56 年度には小学校の児童数が、昭和 57 年度には児童・生徒数が、昭和 60 年度には中学校の生徒数が最大となりました。その後は減少傾向が続き、今後、著しい児童・生徒数の減少により学校運営に支障をきたす小規模校が複数校現れることが懸念されます。

一方、前述の人口急増期に建設した多くの学校施設は、建築後相当年数が経過し、経年劣化による老朽化のため、施設の改修・更新が必要となっているなどの課題もあります。

今後の教育環境の維持向上を図り、更なる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、本審議会は平成 28 年 7 月に交野市教育委員会より「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置のあり方」について諮問を受けました。平成 29 年 1 月には、本審議会からの中間答申を経て、交野市教育委員会において「学校規模適正化基本方針～望ましい小・中学校の在り方～」が策定されました。

平成 31 年 2 月に交野市教育委員会において策定された「交野市学校規模適正化基本計画」は、学校規模適正化基本方針に基づいた、本審議会における各中学校区の今後の適正配置の在り方についての答申を踏まえ、パブリックコメントを経て学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を具体的に示したものです。

その中で、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置については、星田北エリアのまちづくり対象区域である、星田北地区及び星田駅北地区の土地利用計画や住宅開発の戸数などが確かなものとなった時点で、当該地域の望ましい学校区とあわせて将来に向けた望ましい学校適正配置について検討することとされています。

そのような中、本審議会は、上述の住宅開発を含む星田北エリアのまちづくりの進捗に伴い、令和元年 7 月に交野市教育委員会より「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」との諮問を受けました。

当該諮問事項については未だ審議の途中ではありますが、この度、星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について、慎重かつ丁寧な審議のうえ取りまとめましたので、ここに中間答申致します。

2. 第三中学校区及び第四中学校区の現状と課題

(1) 第三中学校区

第三中学校区の各学校については、現在すべての学校が適正な学校規模となっていますが、住民基本台帳や「国立社会保障・人口問題研究所」推計値を基にした児童・生徒数の市独自推計では、令和27年度までに、星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校が小規模化すると見込まれています。

学校施設については、星田小学校に平成31年3月時点で建築後57年を経過する校舎があり、これは本市小学校の中で最も古い校舎となっています。一方、第三中学校区の他の学校については、本市では概ね平均的な築後年数となっています。また、星田小学校は本市で最も敷地面積の小さい学校となっています。

各学校への通学距離については、星田小学校と妙見坂小学校では、最長でも概ね1km圏内となっていますが、旭小学校では星田西地域などで最長概ね2kmとなっています。第三中学校区までの通学距離についても、星田西地域からの通学が最も遠く、最長で概ね2kmの道のりとなっています。また、第三中学校区の通学路については、山手の地域も多いことから、アップダウンのある道が多いことが特徴となっています。

学校区と地区については、星田地区が第三中学校区の星田小学校区、妙見坂小学校区、旭小学校区と第四中学校区の藤が尾小学校区の4つの小学校区にまたがっています。また、南星台地区は、大部分が妙見坂小学校区となっていますが、一部星田小学校区となっており、これらの地域では、子どもたちの地域の見守りの面などで課題があると考えられます。(資料3)

(2) 第四中学校区

第四中学校区の各学校については、現在すべての学校が適正な学校規模となっていますが、上述の児童・生徒数の市独自推計では、令和27年度までに、岩船小学校・藤が尾小学校が小規模化すると見込まれています。

学校施設については、岩船小学校に平成31年3月時点で建築後47年を経過する校舎があり、これは第四中学校区の学校施設の中で最も古い校舎となっています。一方、第四中学校区の他の学校については、本市の他の中学校区と比べると、比較的新しい学校施設となっています。

各学校への通学距離については、岩船小学校では概ね1.4km圏内、藤が尾小学校では概ね1.3km圏内、私市小学校では概ね1.6km圏内となっています。第四中学校区では寺地区からの概ね2.3kmが最長の通学距離となっています。

学校区と地区については、星田地区が第四中学校区の藤が尾小学校区と第三中学校区の星田小学校区、妙見坂小学校区、旭小学校区の4つの小学校区にまたがっています。また、私部地区は、大部分が第一中学校区の交野小学校区となっていますが、第二京阪道路以南の私部西5丁目付近のみが藤が尾小学校区となっています。一方、岩船小学校区と私市小学校区については、学校区と地区の境が一致しています。(資料4)

3. 星田駅北地域の住宅開発について

星田北エリアのまちづくりについては、星田北地区（星田北 8・9 丁目）が主に工業地として、星田駅北地区（星田北 6・7 丁目）が主に住宅地や商業地として、開発予定となっています。（都市計画審議会 資料 4）

現在、当該事業対象区域のうち、星田北 6・8・9 丁目は藤が尾小学校区（第四中学校区）、星田北 7 丁目は星田小学校区（第三中学校区）となっており、星田北 6 丁目では戸建住宅と共同住宅を合わせて 527 戸、星田北 7 丁目では戸建住宅 162 戸の住宅開発が見込まれています。

この住宅開発により、当該事業対象区域では、今後児童・生徒が大幅に増える見込みとなっています。（参考資料 11）

また、星田北エリアのまちづくりに伴い、星田北 6 丁目と 7 丁目の丁目境が変更される見込みとなっていますが、丁目境の変更前後で、星田北 6 丁目及び 7 丁目における住宅開発戸数の変化等はない見込みとなっています。（参考資料 13）

4. 星田北 6・7・8・9 丁目の望ましい学校区について

（1）検討の方向性

本審議会では、現状のみを考えて検討するのではなく、将来に向けた学校適正配置の方向性を見据えながら検討を行いました。なお、将来に向けた学校適正配置の方向性については、学校規模適正化基本計画で示された「学校適正配置を検討する上での基本的な考え方」に基づいて、検討しました。

<学校適正配置を検討する上での基本的な考え方>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 「学校規模適正化基本方針」に基づき、将来的にも適正な学校規模を確保するよう検討する。② 「学校規模適正化基本方針」に基づき、適正な通学距離の範囲内となるように検討する。③ 児童・生徒数の将来推計と今後、見込まれる大規模な住宅開発の影響も考慮して検討を進める。④ 学校施設の老朽化状況も勘案して検討を進める。⑤ 小中一貫教育を進めるにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。⑥ 地域のコミュニティにも配慮し、現在の中学校区を基本として検討する。⑦ 一つの小学校からは、一つの中学校へ進学することを基本として検討する。 |
|--|

※学校規模適正化基本方針では、児童生徒の通学距離について、小学校では 2km 以内を基本としつつ、3km 以内を許容範囲とし、中学校では 3km 以内を基本としつつ、4km 以内を許容範囲としています。

（2）検討の具体的な内容

現在、星田北 8・9 丁目には居住する世帯がないこと、また、星田北エリアのまちづくりにおいても、当該地域では住宅開発が見込まれていないことから、検討に際しては、星田北 6・7 丁目についての検討を行い、星田北 8・9 丁目については、現状の通学区域どおり星田北 6 丁目と

一体の学校区として検討を行いました。

具体的には、星田北6・7・8・9丁目の考えられる学校区パターンを整理して、各パターンのメリット・デメリットや、各パターンで将来とりうる学校配置などについても考慮しながら、以下①～⑤について検討を行いました。(参考資料 12, 13, 14, 15)

①学校区の変遷について

星田北6・8・9丁目については、平成20年度に星田小学校の普通教室数の不足などへの対応として、星田小学校区から藤が尾小学校区に校区変更された経緯などを踏まえると、現状のまま藤が尾小学校区とすることが望ましいと考えます。

②学校施設について

星田北6丁目又は星田北6丁目及び7丁目を星田小学校区とする場合、星田小学校では児童数の増加に伴う学級数の増加が見込まれています。しかしながら、星田小学校は教室数に余裕がないため、教室数確保のため増築等が必要と考えますが、本市の中で最も敷地面積の小さい学校であることから、増築は難しいと考えます。

また、現状の学校区どおり星田北7丁目を星田小学校区とする場合、通常の学級数の増加はないと見込まれますが、放課後児童会や支援学級数等を考慮すると教室数の不足が懸念されることから、星田北7丁目を星田小学校区とすることにも課題があると考えます。

一方、旭小学校と藤が尾小学校はいずれの学校も、星田北6丁目又は星田北6丁目及び7丁目を学校区に含む場合、将来、児童数の増加により、教室数の不足が見込まれることから、学校施設の増築等が必要と考えますが、これらの学校では、学校敷地に余裕があるため増築等の対応は可能であると考えます。

③通学における安全確保等について

1) 星田北7丁目から星田小学校及び藤が尾小学校への通学について

通学路の検討では、星田北7丁目から星田小学校への通学路及び藤が尾小学校への通学路について、通学距離や危険個所の確認など安全面の比較を行いました。

星田北7丁目から星田小学校への通学については、通学距離は短いものの、全体的に狭隘な道が多く、住宅開発に伴い当該地域の児童・生徒数が増加した場合、交差点などの危険個所に児童・生徒が集中することなどが懸念されます。

一方、藤が尾小学校への通学については、最長概ね1.5kmと、星田小学校への通学と比較して通学距離は長いものの、歩道の道幅は広いことから、比較的安全であると考えます。また、さらなる通学上の安全確保に向けては、星田北エリアのまちづくり区域やその周辺地域で安全対策が講じられることが望ましいと考えます。(参考資料 16)

なお、星田北7丁目から、第三中学校及び第四中学校への通学についても、学校規模適正化基本方針で定める適正な通学距離の範囲内となっています。

2) 星田北6・7・8・9丁目から旭小学校への通学について

星田北6・7・8・9丁目から旭小学校への通学路については、全体的に狭隘な道が多いことから、交差点等の危険個所に児童・生徒が集中することが懸念されます。

また、星田北6・8・9丁目又は7丁目を旭小学校区とする場合、当該地域から旭小学校への通学は、星田小学校区をまたぐことになり教育環境上望ましくないと考えます。このような状態を解消するためには、星田小学校区の一部（星田5丁目等）を旭小学校区に校区変更する必要がありますが、地域コミュニティへの影響が大きいと考えられることや短期的な視点での校区変更は望ましくないと考えられることから、星田北6・8・9丁目又は7丁目を旭小学校区とすることは望ましくないと考えます。

④地域コミュニティについて

1) 星田北7丁目内の既存住宅区域と星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域の地域コミュニティについて

同じ丁目内で学校区が分かれる場合、地域と学校との連携がとりにくいことなどから、星田北7丁目の既存住宅区域と星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域については、同一の学校区とすることが望ましいと考えます。

2) 星田北6・7・8・9丁目全体の地域コミュニティについて

児童生徒の登下校時における見守り活動など、学校運営上、地域の協力は欠かせないものであることを考えると、一団の開発区域である星田北6・7・8・9丁目（開発区域外の星田北6丁目も含む。）については、一つの地域コミュニティとして捉え、一つの学校区とすることが望ましいと考えます。

⑤小中一貫教育と学校適正配置の方向性について

交野市では、今年度から全中学校区で小中一貫教育が実施されています。将来に向けた学校適正配置が、小中一貫教育に適した配置となるよう、施設一体型小中一貫校を含めた様々な施設形態もとりうるような校区編成が望ましいと考えます。

(3) 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について

星田北6・8・9丁目については、当該地域の過去の学校区の変遷や当該地域の近隣の学校施設の教室数等の状況を考えると、現状の通学区域どおり藤が尾小学校区とすることが望ましいと考えます。また、星田北7丁目については、当該地域を含む星田北6・7・8・9丁目で一団の開発がされるという地域コミュニティの観点や通学における安全面を確保しやすいことから、現状の星田小学校区から藤が尾小学校区に校区変更することが望ましいと考えます。

加えて、星田北6・7・8・9丁目を藤が尾小学校区（第四中学校区）とすることは、将来に向けた学校適正配置を考える上でも、施設一体型小中一貫校など様々な施設形態も含めて学校適正配置におけるとりうる選択肢が多いことなどから望ましいと考えます。

以上のことから星田北 6・7・8・9 丁目については、藤が尾小学校区（第四中学校区）とすることが望ましいと考えます。

ただし、既に星田北 6・7 丁目に居住されている方については、当該地域における学校区の変遷の経緯なども踏まえ、星田小学校及び第三中学校への就学も可能とするような配慮が必要と考えます。

5. 附帯事項

(1) 通学路の安全確保について

児童生徒の登下校時における安全確保については、子どもたちの見守り活動など地域の方々に多大なご協力をいただいておりますが、子どもたちの安全を第一に考え、通学路の安全を最大限確保するよう努めてください。

(2) 星田北エリアのまちづくり期間中の通学路の安全確保について

星田北エリアのまちづくり期間中は、当該地域で建設関係車両などの往来が多くなると考えられますので、当該期間中は特に通学路の安全確保に努めてください。